

「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(案)」 に対する意見募集結果

- 意見募集期間 : 令和2年1月17日(金)から令和2年2月15日(土)まで
- 意見提出件数 : 18件(法人・団体:11件、個人:7件)
- 意見提出者 :

1	株式会社ジュピターテレコム
2	ビッグロブ株式会社
3	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
4	株式会社 NTTドコモ
5	株式会社オプテージ
6	公益社団法人全国消費生活相談員協会
7	ソフトバンク株式会社
8	Facebook, Inc.
9	楽天モバイル 株式会社
10	KDDI株式会社
11	在日米国商工会議所
-	個人(7件)

※ 提出された御意見等については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(案)」

に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

No.	意見	考え方
○全体に対する意見		
① 賛同する。		
1	<p>Facebook, Inc.(以下「当社」)は、「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(案)」(以下「ガイドライン(案)」)への意見募集に対して、下記のコメントを提出します。ゼロレーティングに関して採用される枠組みは、日本だけでなく国際的な先例としても重要であり、総務省がこれらの課題に注意を向けていることに感謝いたします。</p> <p>以前も述べていただいたとおり、Facebook はネットワーク中立性を強く支持しており、インターネットがすべての人に開かれていることが重要であると考えています。</p> <p>(注 1)たとえば、当社は、インターネットアクセスサービスのプロバイダーがインターネット上の特定のトラフィックのブロック、制限、または「有料の優先順位付け」を行うことを禁止するネットワーク中立性の原則を支持しています。</p> <p>ネットワーク中立性の原則と一貫して提供されるゼロレーティングプログラムは、競争を促進し、消費者と接続性に大きな利益をもたらします。特に、強固なインターネットカバレッジのある市場であっても、ゼロレーティングは、より多くの人々がオンラインになることを可能にし、一貫した接続性がなく十分にインターネットに接続できていない人口のセグメントに基本的な接続性を提供するのに役立ちます。このようなゼロレーティングのプログラムは、新しい革新的なコンテンツのためのプラットフォームを創設し、コンテンツをより多くの視聴者に公開することでコンテンツクリエイターの成長を促進することができます。</p> <p>当社は、総務省によるゼロレーティングに関する議論を歓迎し、ゼロレーティングを許可しながらケースバイケースでの柔軟なレビューを通じて特定の慣行に関する懸念に対処するというガイドライン案のアプローチを支持します。ケースバイケースのレビューを支援するために、当社は、高く評価されるべきゼロレーティングプログラムについて、少なくとも、以下の基準(※事務局注:No. 5 の意見)を満たすことを推奨します。</p> <p>当社は、データプランをまだ購入していないか、一時的にデータ残高を使い果たした場合でも、消費者がゼロレーティングプログラムにアクセスできるようにする総務省のアプローチを支持します。このような柔軟性により、ゼロレーティングプログラムは、インターネットに接続されていない、または十分に接続されていないユーザーに対して一貫した接続をサポートできます。</p> <p>(中略:個別箇所に関する意見)</p> <p>当社は、ガイドライン案にコメントを提供する機会に感謝し、これらの重要な問題について総務省と引き続き議論することを楽しみにしています。</p> <p>当社は、ゼロレーティングプログラムを引き続き許可し、全体的なケースバイケースでのレビューを通じて特定の慣行に関する懸念に対処する総務省のアプローチを支持します。</p> <p>上記(※事務局注:No. 5 の意見)で提示した推奨事項は、総務省がオープンなインターネットを保護し競争を促進しながら、ゼロレーティングプログラムの恩恵を消費者が受けることに寄与すると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【Facebook, Inc.】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドライン(案)は、従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額料金制が採られている移動通信におけるゼロレーティングサービスを念頭に置いたものであり、上限データ通信量を定めた定額料金制においては、一般的に、上限データ通信量超過後も低速でのデータ通信が提供されていると認識しています。</p>
② その他		
2	<p>5G時代では、事業者の創意工夫によって新たな需要を創出することで、競争促進のみならず、産業の発展や消費者の利益に寄与することが、これまで以上に重要になります。そのため、事業者が自由に活動できる環境が必要だと考えます。</p>	<p>本ガイドライン(案)は、電気通信事業者とコンテンツ事業者等が適正</p>

<p>日本においては、ゼロレーティングサービスは萌芽的なサービスであり、現時点において事業者間、消費者間の公平性を厳格に求めた場合には、事業者の創意工夫の意欲を失わせ、新たなイノベーションの創出等を阻害するおそれがあると考えます。</p> <p>その結果、サービスの均質化・同質化を招き、却って競争の停滞を引き起こす可能性があることから、総務省は本ガイドラインが事業者に過度な萎縮効果を及ぼし、イノベーションの創出等を阻害していないか随時検証を行い、適宜適切にガイドラインの見直しを図ることが必要です。</p> <p>ネットワーク中立性の概念や規律についても、欧州においては厳格である一方、米国ではネットワーク中立性に関する大部分のルールが廃止される等、諸外国においても画一的な対応がなされている訳ではなく、また、欧米諸国と日本では市場環境が異なることから、我が国における消費者の利便性や ICT リテラシー、電気通信事業者間、コンテンツ・プラットフォーム事業者間の競争環境や市場環境等の実態を考慮した上で、我が国におけるネットワーク中立性の在り方について、引き続き議論を深めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>かつ柔軟に連携して、ゼロレーティングサービス等を提供できる環境を整備する観点から行われた検討を踏まえて取りまとめられたものです。</p> <p>本ガイドライン(案)1-2に記載のとおり、総務省においては、今後の市場環境の変化等を踏まえ、適宜機動的に見直す予定です。</p>
---	---

1 本指針の目的等
1-1 本指針策定の背景

① その他

<p>3 電気通信事業法の適用に関するガイドライン(案)にもあるように、ゼロレーティング・プログラムは、ネットワークの中立性の原則との一貫性を維持するように運用されるべきです。つまり、あるサービスがゼロレーティングと認められるとするならば、同じようなサービス(多くの場合はライバル)も認められるべきであるし、その場合サービス提供者に金銭の負担を求めるべきではありません。何故なら、大企業は支払えても中小企業には負担できない場合もあるからです。同じ理由から、技術バリアを設けることも避けるべきです。</p> <p>ゼロレーティング・プログラムが、特定のコンテンツやアプリケーションを排除するなど、消費者の意思決定を制限しては、エンドユーザーの選択肢を阻害し、アプリケーション間の競争をゆがめる結果となります。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>本ガイドライン(案)2-1-2①に記載のとおり、電気通信事業者が、合理的な理由なく特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象(同一カテゴリーの他のコンテンツ等を排除)とすることにより、結果として消費者を差別的に取り扱うような行為については、事業法上問題となり得る行為として例示しています。</p> <p>また、本ガイドライン(案)では、コンテンツ事業者等が電気通信事業者に対価を支払うこと自体については、事業法上問題となり得る行為とはしていません。ただし、電気通信事業者が、コンテンツ事業者等に対し合理的な理由なく過大なコスト負担を求めることで、中小規模の事業者等を実質的に排除することにより、結果として消費者を差別的に取り扱うような行為については、事業法上問題となり得る行為として例示しています。</p>
---	--

1 本指針の目的等

1-2 本指針の目的と位置づけ		
① 賛同する。		
4	<p>電気通信事業法のゼロレーティングサービスについての適用関係を定める本指針を取りまとめいただき、ありがとうございます。特に法第29条の業務改善命令等の対象となり得る行為や、採ることが望ましい行為を整理・類型化して例示いただくこと等により、同法等の運用の一層の透明化を実現することは、電気通信事業者のみならず、コンテンツやアプリケーション、プラットフォームを提供する事業者における予見性を向上させ、利用者権利の確保、公正な競争環境、インターネット・エコシステムの維持・発展に貢献するものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル 株式会社】</p>	本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。
② 賛同する。ただし意見あり。		
5	<p>当社は、柔軟なケースバイケースでのレビューを条件にゼロレーティングの提供を許可すべきとする総務省の見解に同意します。ゼロレーティングプログラムのメリットを考えると、ガイドライン案に記載されているように、包括的かつ原則に基づくケースバイケースの評価は、総務省が将来的に実害を発生させる可能性がある慣行を確実に評価しつつ、ゼロレーティングプログラムが革新的かつ消費者に優しい製品を提供することを可能にします。(注2)</p> <p>(注2)ガイドライン案 1-2 本指針目的と位置づけ「本指針で列挙される「問題となり得る行為」は、あくまでも例示であり、電気通信事業者等の個別具体的な行為が関係規定に抵触することになるか否かについては、関係規定…。」</p> <p>ゼロレーティングの主な利点は次のとおりです。</p> <p>●基本的なコネクティビティの提供:既にオンラインになっているが間欠的なデータしか持っていない人(例:給料ぎりぎりでの日暮らしをする人)に対して、ゼロレーティングプログラムは、より一貫してオンラインの状態を維持する基本的なコネクティビティを提供します。個人がデータを使い果たしたときにインターネットを完全に停止するのではなく、ゼロレーティングプログラムにより基本的なコネクティビティを提供することで、接続のギャップを解消し、消費者が再びデータを購入できる場合に、より一貫してインターネットを利用し習慣的に使用することを促進することができます。(注3)</p> <p>(注3)Phoenix Centre による Policy Bulletin No.8 Private Solutions to Broadband Adoption: An Economic Analysis(「ブロードバンド導入に対するソリューション:経済分析」)17-21 頁(2016年9月)</p> <p>●人々のインターネット利用の促進:インターネット未利用者にとって、ゼロレーティングプログラムは、接続の機会を試し経験する重要な機会を提供できます(注4)。インターネットに接続されていない消費者の多くは、強力なブロードバンドカバレッジのある国であっても、オンラインとの関連性を認識しておらず、それ故にデータを購入することを選択しておらず、多くの場合インターネットに接続していません。(注5)</p> <p>(注4)例えば、Economist, Intelligence Unit による The Inclusive Internet Index: Bridging Digital Divides(インクルーシブ・インターネット・インデックス:デジタルデバイドの解消)P11(2017)を参照。http://bit.ly/2XYpa5o</p> <p>(注5)Oxera, “An Economic Assessment of Zero-Rating” P5(2018年4月25日)「多数の発展途上国を対象とした2016年の調査では、ゼロレーティングサービスを使用したと回答した回答者の60%が、有料サービスを使用するようにアップグレードしたことが判明しました。」を参照。</p> <p>ゼロレーティングプログラムは、人々が無料で接続を体験できるようにすることで、その人々がデータ購入を開始しインターネットへの完全なアクセスを行うための準備の機会を提供することができます。</p> <p>●コンテンツ・プロバイダの参入促進:ゼロレーティングは、小規模又はニッチなプロバイダも含めて、新しく革新的なコンテンツの提供開始を促進するものです。</p> <p>(注6)たとえば、Silvia Elaluf Calderwood および Roslyn Layton による”Zero rating, Free Data, and Use Cases in mhealth, Local Content and Service Development, and ICT4D”(2016年9月)参照。</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本ガイドライン(案)は、従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額料金制が採られている移動通信におけるゼロレーティングサービスを念頭に置いたものであり、上限データ通信量を定めた定額料金制においては、一般的に、上限データ通信量超過後も低速でのデータ通信が提供されていると認識しています。</p>

	<p>特定の慣行に対するケースバイケースのレビューを支援するために、当社は、少なくとも、以下の特徴を有するゼロレーティングプログラムは好意的に評価されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非排他性:ゼロレーティングプログラムは、全てのオペレーターに対して同一条件で提供され、オペレーターは別のコンテンツ・プロバイダとの間で同一又は類似のアレンジメントを自由に行うことができること。 ●独立性/非提携性:オペレーターとコンテンツ・プロバイダとの間のゼロレーティング・アレンジメントが、非提携かつ独立していること。オペレーター独自のコンテンツを他のコンテンツ・プロバイダに比べて優遇するような条件提示を行わないこと。 ●透明性:オペレーターが、明確かつ透明性のある方法で、条件及びその範囲を開示し、また、どのコンテンツがゼロレーティング対象となり、いつデータ課金が適用されるか、消費者に明確に伝えること。 <p>これらの基準を「セーフハーバー」として採用することで、ガイドライン案で示されている潜在的に問題のある慣行を回避しつつ、消費者の利益となるゼロレーティングプログラムを明確にすることができ、総務省が目指している目標の達成に寄与することができます。</p> <p>さらに、当社は、消費者がデータプランを購入する前、または一時的にデータを使い果たしたときに、ゼロレーティングプログラムにアクセスすることを妨げないようにするというガイドライン案で採用されているアプローチを支持します。ガイドライン案は、電気通信事業者に対して、ゼロレーティングのサービスを含めて速度制限を全面的に適用することを推奨しています。ただし、ガイドライン案は、消費者が一定期間データ残高がない場合にゼロレーティングプログラムへのアクセスを制限することは提案していません。</p> <p>このような柔軟性は、ゼロレーティングプログラムが、上記で示した接続の利点を提供するために重要になります。これには、新しい人々をインターネットに接続したり、断続的にしかデータを持たない人(低所得者や高齢者など)に対して一貫した基本的コネクティビティを提供することが含まれます。当社は、総務省が最終的な枠組みを実行に移す際に、このような区別を明確にすることを奨励します。</p> <p style="text-align: right;">【Facebook, Inc.】</p>	
<p>1 本指針の目的等 1-4 検討上の留意点</p>		
<p>① その他</p>		
<p>6</p>	<p>既存事業のアセットを活用し、新たな事業を開始することは、ビジネス上の商慣習では一般的に行われており、例えば、電力事業やEC事業・金融事業などで競争力を持つ事業者が既存事業のアセットを活用し、電気通信事業に新たに参入する形でMVNO事業者となる者もいます。</p> <p>このような中、ゼロレーティングサービスにおける公正競争環境を確保する観点として、MNOの内部補助やグループ内補助についてのみ、モニタリングが必要とする記載は適切ではありません。</p> <p>「例えば」以降の記載を削除するか、記載するのであれば、MVNOを含めた形で記載する必要があると考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>例えば、MNO又はMVNOが提供するゼロレーティングサービスにおいて、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出(回線容量の確保等)が行われると、他のMVNO競争事業者は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えられる。ため、このため、そのような事業者が存在した場合には、公正な競争環境を確保する観点から当該事業者についてモニタリングが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>御指摘の箇所については、「MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要である」ことを踏まえ、MNOとMVNOの間の競争促進の観点から、特に留意点として記載したものです。</p> <p>御意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p>(修正)</p> <p>例えば、MNOやMNOの特定関係法人であるMVNOが提供するゼロレーティングサービスにおいて、内部補助やグループ内補助がなけ</p>

		れば赤字になるようなネットワーク関連費の支出(回線容量の確保等)が行われると、他のMVNOは、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えられるため、公正な競争環境を確保する観点からモニタリングが必要である。
7	<p>仮に、利用者から事前の同意を得たうえで、帯域制御を全ての利用者に対して適用している事業者が、新たにゼロレーティングサービスの提供を開始した場合、結果的に「ゼロレーティングサービス利用者、非利用者にかかわらず帯域制御を行うこと」になります。</p> <p>このような場合は、ゼロレーティングサービスの提供にあたり、新たに非利用者に対して影響を及ぼすものではなく、問題とはならないと考えるため、これを前提にガイドラインを修正する必要があると考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>しかしながら、ゼロレーティングサービス利用者、非利用者にかかわらず帯域制御を行うことについてはより、ゼロレーティングサービスの恩恵を享受しない非利用者について<u>まで新たに品質の低下を招くものであり</u>場合には、両利用者間の利用の公平との観点で問題があると言える。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>御指摘の箇所については、以前より帯域制御等を行っていた電気通信事業者において、新たにゼロレーティングサービスの提供を開始したことによるトラヒックの増加に対応するために、例えば、より強力な帯域制御等を行う場合や、帯域制御等を行う時間帯を広げる場合等には、非利用者に対して影響を及ぼすものと考えられます。</p> <p>よって原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>「品質」という用語は、多様な解釈が可能であり、様々な意味を有することから、帯域制御を行うことをもって、断定的に「品質の低下を招く」と記載することは適当ではありません。</p> <p>(修正案)</p> <p>コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の事前の同意を得ることなく非対象コンテンツ等を含めて帯域制御を行う場合については、ゼロレーティングサービスの恩恵を享受しないコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者について<u>まで品質の低下を招くのであり</u>場合がある。その場合には、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者間の公平、著作物の同一性保持等の観点から問題があると言える。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正致しました。</p> <p>(修正)</p> <p>しかしながら、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の事前の同意を得ることなく非対象コンテンツ等を含めて帯域制御等を行う場合については、ゼロレーティングサービスの恩恵を享受しないコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者について<u>まで品質の低下(動画や静止画の画質の低下等)を招くものであり</u>、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者間の公平、著作物の同一性保持等の観点から問題があると言える。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ事業者の通信事業者の関係(競争の監視) ・コンテンツ事業者の通信事業者の関係の監視には、どのようなゼロレーティングサービスがあるのか、どの程度利用されているのか 	<p>本ガイドライン(案)4(4)に記載のとおり、総務省は、電気通信市場</p>

	<p>観測が重要となる。このためには、各通信事業者がゼロレーティングとして利用しているサービスを継続的に消費者に明示する制度とし、また内容を国に報告するような制度を設けてどうでしょうか。更に各サービスの寡占状態が測れる手段と通信事業者とコンテンツ事業者の交渉状況が重要と考えられる。前者において動画、SNSの分野に分けて、ハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)により大規模通信事業者おける寡占状態を観測するのがよいと考えられる。後者の交渉状況では、契約内容を閲覧権がないと指導ができないと考えられ、その前段階として中小コンテンツ事業者や中小通信事業者が不利な契約条件になっている可能性を明示化する手段として、中小事業者が相談するようなFCC的な監視ならび委員会、もしくは、定期的な意見交換会があるとよいのではないかと考える。</p> <p>参考：ゼロレーティングサービスの提供状況,2019/1時点 https://www.soumu.go.jp/main_content/000633093.pdf</p>	<p>検証会議の下にネットワーク中立性に関するワーキンググループを設置し、本ガイドラインを含めたネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリングを行う予定です。いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」P17 で示された通り、帯域制御の実施に対する利用者の理解を得るため、ネットワーク設備の増強の見込みや増強の考え方等について、丁寧に周知いただくことを望みます。</p> <p>また、帯域制御を極力行わないような通信環境の整備を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会が策定した「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(以下、「帯域制御ガイドライン」という。)の「4 帯域制御の実施に関する基本原則」の「基本的な考え方」においても「トラヒックの増加に対しては、本来、ISP等はバックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまでも例外的な状況において実施すべきものである」とされています。御指摘の点については、ネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリング等の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>本件ガイドライン(案)6頁に、「海外の事業者においては、ゼロレーティングサービス提供の際に、対象コンテンツ等に限定して、または非対称コンテンツ等を含めてスロットリング(帯域幅を制御すること)やいわゆる「不可逆圧縮(静止画等の品質を一定以下に低下させること)」等の帯域制御を行う事例が発生していることから、我が国においても、……」との記載があり、「不可逆圧縮(静止画等の品質を一定以下に低下させること)」が「帯域制御」の一つとして書かれているが、このような「不可逆圧縮」は、既に国内の携帯電話事業者が「通信の最適化」と称して実施している例から分かるように、OSI参照モデルでいうトランスポート層以上(TCP/IP等)でペイロードの内容(静止画等)を変更するものであって、およそ「帯域制御」とは呼べない性質のものである。</p> <p>本件ガイドラインはゼロレーティングサービスを利用しようとする消費者への勧誘方法に係る論点を含む(ガイドライン(案)21頁)のであるから、「帯域制御」の語が、トランスポート層以上でのペイロードの内容変更を伴わない通常の意味での「帯域制御」を指すのか、それとも、通常は「帯域制御」とは呼ばれないトランスポート層以上でのペイロードの内容変更を伴うものまで含めて指しているのかは、見過ごすことのできない重要な違いである。</p> <p>消費者に要らぬ誤解を与えないように、本件ガイドラインは、トランスポート層以上でのペイロードの内容変更を伴わない通常の意味での「帯域制御」の語と、トランスポート層以上でのペイロードの内容変更を伴うものを指す別の語を用いることで、両者を明確に区</p>	<p>御意見を踏まえ、「帯域制御等」と修正いたします。</p>

	<p>別して記載すべきである。後者の語には例えば「コンテンツ変換」などの語が相応しい(消費者行政の観点からして相応しい)と考えられる。</p> <p>したがって、本件ガイドライン(案)6頁の記載は以下などの表現に改めるべきであり、本件ガイドラインの他の部分に現れる「帯域制御」の語もこれらを区別して記載すべきである。</p> <p>「スロットリング(帯域幅を制御すること)による帯域制御や、「不可逆圧縮(静止画等の品質を一定以下に低下させること)」等によるコンテンツ変換を行う事例が発生している」</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	
12	<p>6頁目</p> <p>(3) ゼロレーティングサービスと帯域制御との関係</p> <p>海外の事業者だけでなく、ある国内事業者も画像について小容量に変換したものを利用者に送信した事態がある事について思い出されたい。(ゼロレーティングの使用においての話ではないが。)</p> <p>なお、不可逆圧縮については、それは帯域制御の範囲を完全に逸脱した、通信の改竄である事について、深く認識をなおされたい。</p> <p>コンテンツが途中で改竄されていると、SSL/TLS通信もまともに行えなくなるのであるが(そういう通信方式である。行えたら行えたでもっと酷い事態があるという事かもしれないが。)、元々の発信元が行うgzip圧縮等の可逆圧縮や、同じく元々の発信元が行う動画品質等のサービスレベルの低下以外となる、画像の小容量への変換等は、単なる「帯域制御」とは言わないのである。混同をさそい、肝心要の通信の秘密性・完全性の侵害について軽いものとして扱わないでいただきたい。(当然、ある国内事業者の行った事は、蛮行と言われ非難されるべきものである。それを庇い立てする者もまた同罪である。)(まさか、エンジニアなども多数いる「市民」に、誤魔化しが効くとも思っていたのであろうか?顔を洗って出直されたい。)</p> <p>(一応、著作物の同一性保持という指摘がなされているが、それよりもっと重大なバイオレーション(秘密通信の侵害・盗聴・改竄)を含む事について、指摘がなされるべきである。それが行われたいのは、邪悪の姿勢を持っていると見られてしかるべきものである。)</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	
<p>2 適用される主な規律と問題となり得る行為</p> <p>2-1 電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者等の関係について</p> <p>2-1-1 電気通信事業者が他の事業者と契約等を行う場合に関して適用される電気通信事業法の主な規律</p>		
<p>① その他</p>		
13	<p>合理的かつ明確なコンテンツの選定基準を公開することによって、他の競争事業者が、当該電気通信事業者の事業戦略等の重要な事業方針を推知することが可能となり、公正な競争が妨げられる可能性があることから、コンテンツの選定基準を公開することまで求めるのは適当ではないと考えます。</p> <p>また、利用の公平(不当な差別的取扱いの禁止)(事業法第6条)については、特定の者に不当な差別的待遇を行うことを禁止するものであって、合理的な根拠に基づいて取扱いに差を設けることまで禁止されるものではありません。</p> <p>そのため、電気通信事業者がゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の合理的かつ明確な選定基準を定め、当該基準が不当な差別的取扱いを行うものでなく、また、当該基準に基づいて電気通信事業者が合理的に選定を行っていれば、事業法第6条の不当な差別的取扱いの禁止に抵触するものとはならないと考えられるため、事業法第6条を根拠にコンテンツの選定基準の公開まで求めることは、適切ではないと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>なお、電気通信事業者が、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の合理的かつ明確な選定基準を定めていない場合、基準</p>	<p>選定基準を公開することにより、不当な差別的取扱いが行われる可能性が低くなると考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、本項及び3における選定基準の公開とは、公正競争を妨げるような経営上の秘密等を公開することまで含むものではありません。</p>

	<p>を定めていても公開合理的に選定が行われてしていない場合は、選定が恣意的に行われ、結果として特定の消費者に対し、不当な差別的取扱いが行われる可能性が高くなると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
14	<p>8 頁目</p> <p>ゼロレーティングサービスは、利用者に対しては差別的でないとする。公正かどうかは別であるが。また SNS や動画サービス等の各種のサービス提供事業者へはおそらく公平ではないが。(なお、差別的、という記述があるが、そもそも、ゼロレーティングサービス云々を考慮せずとも、多くの場合、通信料の多寡で、既に差別的となるのではないか。どうも適切に枠の整理がなされていないように思われる。(故意ではないか?))</p> <p>ただ、そのゼロレーティングサービスが、個々の利用者の好み・利用形態に合うかどうかの方が問題なのである。</p> <p>そして、そこで、契約コースが一つしか無いといった場合に、好みの特性でなくなった通信サービスについて、利用者に不利益が生じるという事になると思われるのであるが、特定のサービスについてのゼロレーティングを、追加契約に扱えば(+xxx 円で oo チャンネル見放題(xxx 円部分については随時改訂。現在示している価格は令和 m 年 a 月から令和 n 年 b 月までのもの。)、等。)、問題無いのではないかと考える。(要するに、ゼロレーティングサービスが問題というよりも、サービスの枠の問題ではないかと考える。)</p> <p>どうも、故意に、サービスの枠の問題を、ゼロレーティングサービスという糖衣にくるんで、不適切に扱わせようとしている様な感じを受ける。</p> <p>(なお、ゼロレーティングサービスについてであるが、例えば NTT ドコモ・KDDI 等が自社サーバによりインターネットを介さずに利用者に自社通信設備により動画等を配信する場合は、費用負担の公正の問題は相当に小さくなりほぼ生じない(=差別的取扱いの問題もほぼ生じない)のではないかと考える。この様な場合についても、そこまで特殊なケースではないものとして、ゼロレーティングサービスについて考慮する時は、考慮対象に特に入れて考えるべきであるとする。)</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>
<p>2 適用される主な規律と問題となり得る行為</p> <p>2-1 電気通信事業者とコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者等の関係について</p> <p>2-1-2 電気通信事業法上問題となり得る行為</p>		
<p>① 賛同する。</p>		
15	<p>一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者が、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と連携してゼロレーティングサービスを提供する場合には、コンテンツ・プラットフォーム市場のみならず、電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えることから、当該行為に関する市場等における競争や消費者の選択に与える影響について総務省殿により調査いただくことに賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル 株式会社】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p>
16	<p>11-13 ページに挙げられている「電気通信事業法上問題となり得る行為」についてはきちんと調査して、必要な措置を取るべきであることは、ガイドライン案に記載の通りで賛成。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	
<p>② 賛同する。ただし意見あり。</p>		
17	<p>・ゼロレーティングサービス等の特色あるサービスは、お客さまの選択肢を広げ、モバイル市場全体の活性化(競争促進)に資するものと認識しており、「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」においても、「ゼロレーティングやスポンサーデータは萌芽的なサービスであり、(略)事後的に対応することが有効」とされております。本ガイドラインにおいても(P.4)「本指針で列挙される「問題となり得る行為」は、あくまでも例示であり、電気通信事業者等の個別具体的な行為が事業法の関係規定に抵触することとなるか否かについては、関係規定に照らし個別の事案ごとに判断される」と記載頂いており、中間報告書に従って事後的な観点となっている点に</p>	<p>前段の御意見については、本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者」に関する御</p>

	<p>については適切と考えます。</p> <p>・しかしながら、「一定規模以上」の考え方として左記引用の電気通信事業法第27条の3等は「モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書(案)」に記載のとおり「料金プランや端末の販売方法等についての継続的な工夫にもかかわらず、利用者の適切かつ自由な選択が阻害され、事業者間の公正な競争が不当に制限されている(略)、速やかに実施に移すことが適当」として導入されたものであり、その目的が大きく異なる本ガイドラインの対象の考え方として引用することは適切でないと考えます。また、「例えば」という表現があっても実運用において一定の意味を持つ可能性が懸念され、実質的に事業者に強い萎縮効果をもたらすことが想定されることから、モバイル市場全体の活性化の観点からも適切ではない(意味を持たないのであれば削除頂くべき)と考えます。</p> <p>・そのほか「一定規模以上」との表現は、(P.11)注釈 5「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は(略)同様の機会を提供することが求められる」や、(P.23)「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、以下のような行為を採ることが、特に求められる。」として用いられておりますが、上記同様に、対象事業者への強い萎縮効果をもたらすことから、「求められる」ではなく「望ましい」と記載するのが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>意見について、本ガイドライン(案)では、事業法第 27 条の3第1項の規定を記載していますが、これはあくまでも参考となる一例を示したものです。具体的な措置を講じるにあたっては、電気通信市場等における競争や消費者の選択に与える影響について、様々な要素を総合的に勘案して判断することとしています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
18	<p>ゼロレーティングサービスについては、それ自体が公正な競争の促進や利用者利益の保護等の電気通信事業法の目的に反するものではなく、本ガイドライン案においても「ゼロレーティングサービスの提供に関する業務改善命令について、ゼロレーティングサービスの提供が電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における競争や消費者の選択に与える影響を考慮することとする。具体的には、電気通信事業者及びコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関連市場における地位(市場における競争上の地位、他の電気通信事業者のネットワークへの依存性等)、利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、料金プランの内容、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等を総合的に勘案して判断する。」と定められております。</p> <p>総合的に勘案して判断するためには、まずは電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場の実態を把握したうえで、市場の競争に与える影響等の調査を実施することが必要であり、かつ「通信の秘密」の保護規定の遵守や消費者保護の取組についても調査対象となることから、調査自体は一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者に限らず全ての電気通信事業者を対象とするのが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
19	<p>・ガイドライン案の通り、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理することは、電気通信市場における公正競争環境の確保、ひいては利用者利便の向上に資するものと考えため賛同いたします。</p> <p>・なお、通信市場全体でMNOの市場支配力が強くなっている中、ゼロレーティングなどを通じて、MNOと大手OTTの双方の強大な市場支配力が結びつくおそれがあると考えます。このようなことが常態化すると、通信市場及びOTT市場における他の事業者が淘汰、あるいは新規参入障壁が高くなる等の市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用者利便が大きく損なわれかねないことと考えるため、総務省殿においては引き続き電気通信市場の競争状況を注視いただくよう要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の点については、本ガイドライン(案)1-4(2)において「電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を確保する観点から注視が必要」としているところ、今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
20	<p>・電気通信事業法上問題となり得る行為に対して、電気通信事業者及びコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関連市場における地位、利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、料金プランの内容、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等を総合的に勘案し、業務改善命令等の必要性を判断することに賛同いたします。</p> <p>・なお、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は調査の必要性が高くなることと示されており、この基準の例として事業法第27条の3第1項の例(利用者の割合が0.7%)が記載されております。この点、「MNOやMNOのサブブランド」とMVNOとの間には、市場に与える影響に大きな差があると思われるところ、この基準を超過することのみを以って一律に規律を適用するのではなく、</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、MNOとMVNOの間の競争促進の観点から、本ガイドライン(案)を一部修正しております。(本意見募集結果 No. 6</p>

	<p>ガイドライン案に記載の通り当該行為が電気通信市場等の競争に与える影響等を総合的に勘案いただくことで、引き続き、MVNO が多様なサービス開発の促進、ひいては利用者利便の向上に貢献できる市場環境を維持いただくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	参照)
③ その他		
21	<p>コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と連携してゼロレーティングサービスを提供する場合に、コンテンツ・プラットフォーム市場のみならず、電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えることは、一定規模以上の利用者を有することのみに起因するものではないため、当該記述(※事務局注:同項中「(特に、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者が、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と連携してゼロレーティングサービスを提供する場合には、コンテンツ・プラットフォーム市場のみならず、電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えることから調査の必要性が高くなる。)」)は削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>一般的に、少数の利用者を有する電気通信事業者の行為と比較して、多数の利用者を有する電気通信事業者の行為は、電気通信市場における競争や消費者の選択により大きな影響を与えられため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
22	<p>電気通信事業法第29条第1項第2号における、「特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。」の「不当な」とは”行為又は状態が、実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことを指す“※ものであって、合理的な根拠に基づいて取扱いに差を設けることまで禁止されるものではないと考えます。</p> <p>しかしながら、現行のガイドライン案の記載では、「不当性」に係る判断が行われることなく、以下のような行為が行われた場合には、「業務改善命令等の措置を講ずる可能性がある」とも読めるため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 報告を求め調査を行うこと ② 調査結果を総合的に勘案して判断すること ③ 「不当性」が認められた場合は業務改善命令等を講ずる可能性があること <p>の適用関係が明確に読み取れるように修文いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、上述の①において報告を求める場合には、事業者に過度な負担とならないよう、また、イノベーションの創出等を阻害することのないよう、明らかに不当な差別的取扱いが疑われる場合等、必要最小限の範囲にとどめるべきと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>ゼロレーティングサービスの提供に関し、(略)例えば以下のような行為が行われた場合には、総務省は、当該行為を行っている電気通信事業者に対して、その事業に関して報告を求め(事業法第166条第1項)、調査を行うことがある。(略)</p> <p><u>・電気通信事業者が、合理的な理由なく特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象とし、同一カテゴリーの他のコンテンツ等を排除すること※5により、結果として消費者を差別的に取り扱っていること。(事業法第29条第1項第2号等)</u></p> <p><u>・電気通信事業者が、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等となる条件として、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者に対し合理的な理由なく過大なコスト負担を求めることで、資本力に乏しい中小規模の事業者等を実質的に排除することにより、結果として消費者を差別的に取り扱っていること。(事業法第29条第1項第2号等)</u></p> <p>・(略)</p> <p>具体的には調査の後、当該行為に関する電気通信市場等における競争や消費者の選択に与える影響について、電気通信事業者</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正致します。</p> <p>(修正)</p> <p>具体的には、調査を行った上で、当該行為に関する電気通信市場等における競争や消費者の選択に与える影響について、電気通信事業者及びコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関連市場における地位、利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、料金プランの内容、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等を総合的に勘案し、必要な場合には、業務改善命令等の措置を講ずる可能性がある。</p> <p>なお、御指摘の箇所については、「合理的な理由なく」行われる行為を事業法上問題となり得る行為として例示してあるものです。</p>

	<p>及びコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者の関連市場における地位、利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、料金プランの内容、コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等を総合的に勘案したうえで、必要な場合(例えば、事業法第29条第1項第2号の場合は「不当な差別的取扱い」が認められた場合)には、業務改善命令等の措置を講ずる可能性がある。</p> <p>※「電気通信事業法逐条解説(財団法人電気通信振興会発行)」より引用。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
23	<p>電気通信事業が、新たにゼロレーティングサービスの対象とするコンテンツ事業者と協議を進めるにあたっては、コンテンツ等の「利用者数」から、当該コンテンツを対象とした場合の事業・収益影響を想定することや、システム開発・運用体制等の必要な対応を行うための検討を行うことが必要になる場合があります。</p> <p>このため、コンテンツ事業者との協議に当たって、「利用者数」をヒアリングすること自体は問題とはならないことを確認させていただきたいと考えます。</p> <p>加えて、当該コンテンツの「利用者数」のみを基準として選定するのではなく、ゼロレーティングサービスを実施するに当たって必要な運用体制・コスト等を踏まえた判断を行うために、「利用者数」を含む複数の要素を総合的に勘案することは問題とはならないことも、あわせて確認させていただきたいと考えます。</p> <p>また、消費者によるコンテンツ等の選択に過度な影響を与えること及びコンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を阻害することについては、一定規模以上の利用者を有することのみに起因するものではないため、当該記述(※事務局注：同項中「※5特に、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、消費者によるコンテンツ等の選択に過度な影響を与えることを避けるとともに、コンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を阻害しないためにも、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する事業者に対して同様の機会を提供することが求められる。例えば、対象コンテンツ等の選定において、コンテンツ等の利用者数を基準とし、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する中小規模の事業者等を実質的に排除しているような場合には、「合理的な理由」とは認められないものと考えられる。))は削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ゼロレーティングサービスを適切に提供するにあたり、コンテンツ事業者等から必要な情報を収集すること自体については、特に本項における「問題となり得る行為」としていません。</p>
24	<p>当該例示(※事務局注：『電気通信事業者が、自己と同様のゼロレーティングサービスを提供する競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような消費者向け料金を設定すること。(事業法第29条第1項第5号等)』)は全事業者が対象となる事業法第29条第1項第5号に関わるものであることから、MNOとMVNOとの関係における、電気通信事業法上問題となり得る行為の例示としては適切ではないため、削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>御指摘の箇所については、本ガイドライン(案)1-4(1)に記載したMNOとMVNOとの関係を踏まえ、想定される事例を挙げたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>2 適用される主な規律と問題となり得る行為</p> <p>2-2 「通信の秘密」との関係について</p> <p>2-2-1 通信の秘密についての基本的な考え</p>		
<p>① その他</p>		
25	<p>14 頁目 上段</p> <p>総務省本省及び関東総合通信局に問い合わせたところ、「通信の秘密」について非常に問題ある解釈を提示されたのであるが(通信には秘密が必須不可欠で存在する、という解釈の提示であった。放送はどうなのだと改めて訊きたいのであるが。)、とりあえず上段の記述については総務省本省の持つ認識として内容を覚えておく事とする。</p> <p>なお、追加での特段の契約(特定の通信の不可逆的圧縮の了承を含むものなど)をしない、ある事業者の基本的な通信契約にお</p>	<p>いただいた御意見については参考として承ります。</p>

	<p>いては、基本として通信の秘密は侵されない事としておくべきであると考え。</p> <p>この記述が、総務省本省及びインベーター的論者が通信の秘密を台無しにしようとしているものでない事を願いたい。 (利用者がコントロール可能としておく、という趣旨のものであるのであれば、同意である。約款の変更は保護的になされ、版の更新によって勝手に通信の秘密が侵されるようになる事態は発生しないように法令・通知により確約されるべきであると考えが。)</p> <p>なお、「通信の秘密を侵す」事、及び、「通信の秘密の侵害ではない通信の秘密を侵す」事について、それぞれ名詞を定めていただきたいと考える。(なお、語りえる内容であると考え。)</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	
26	<p>違法性阻却理由</p> <p>QoLを理由に通信の秘密が侵されるような事がないように法令・通知により確約されるべきと考える。(天変地異的な急迫の事態の場合は民法的にも別の機序が発動するので話は別であるが、単にサービスが逼迫したので、などという理由で通信の秘密が侵される事の違法性が阻却されるなどという事は到底認められないと考える(資金を投じて設備を強化せよ、という話である。通信の秘密は緊急避難で毀損される側としての対象とするのは不適切である。)。サービス品質についても契約対象とした通信サービスが現時点で既に提供されているのであるから、当然に。)</p> <p>なお、総務省や金融庁や NISC などに言っておきたいのであるが、政府の提供する各サイトにおいて、質の低いセキュリティを放置している事について、サーバ負荷を違法性阻却理由としないようにしていただきたい。(違法性阻却理由は、その様な愚かな目的のために記述されたもののようにも思われる。総務省の電気通信関係部所などその様なものであるように思われるので。(問題ある事業者複数を庇護しているのは確実であろう？その程度の倫理性ではないか。))</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>いただいた御意見については参考として承ります。</p>
<p>2 適用される主な規律と問題となり得る行為</p> <p>2-2 「通信の秘密」との関係について</p> <p>2-2-2 ゼロレーティングサービスと通信の秘密</p>		
<p>① 賛同する。</p>		
27	<p>この項において、電気通信事業者は、ゼロレーティングを利用しない消費者に対し、通信の秘密に当たる情報のうち必要最小限度の事項を利用することについて、利用される情報の範囲・内容や利用目的等について適切な周知・説明を行うことが適切であるとし、また、ゼロレーティングサービスを利用しようとする消費者に対しては、利用される情報の範囲・内容や利用目的等を十分に説明した上で、個別具体的かつ明確な同意を得る必要があるとしていることに賛成です。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p>
<p>② その他</p>		
28	<p>15 頁目</p> <p>ISP 等の事業者内でのルーティング時にパケットにタグ付けを行うのではないであろうか？</p> <p>通信の出入りについては、その事によって多少把握出来るはずであるし、おそらくゼロレーティングサービスなどの特殊なサービスの提供について足だけのパケットの分配の把握は追加の通信の秘密を侵す様な行為無しに行えるのではないかと思われるのであるが。</p> <p>(なお、IP パケットのヘッダ部分について見ないと、そもそもルーティングが行えず、通信事態が行えない事について、意識が抜けているのではないかと思われる。)</p> <p>(サービスの URI まで見ず、IP レベルの判断で適用されるゼロレーティングサービス(その様な形式が適切ではないかと思われるのであるが。IP が固定でなく浮動する場合も通信後、費用請求時までに対応確認を行えば適用が不可能ではないと思われる(クラウド等の利用形態により可否が分かれるが。))であれば、特段の追加の通信の秘密を侵す事無く必要な情報が利用出来るもののでは</p>	<p>いただいた御意見については参考として承ります。</p>

	ないかと考える。)	
		【個人7】
2 適用される主な規律と問題となり得る行為 2-2 「通信の秘密」との関係について 2-2-3 通信の秘密との関係において問題となり得る行為		
① 賛同する。ただし意見あり。		
29	この項で示された問題となる行為について、電気通信事業者に遵守をお願いいたします。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。
30	弊社が提供するサービスにおいては、利用者から通信の秘密の利用にかかる同意取得を適切に行っていますが、ゼロレーティングサービスの提供における正確な課金やコンテンツの選別等、通信の秘密に関する情報を使用するケースにおいては適切かつ正確な利用者からの同意取得が必須であり、全てのゼロレーティングサービスを提供する事業者において例外なく確実に実施されるべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	本ガイドライン(案)4(4)に記載のとおり、総務省としても、電気通信市場検証会議の下にネットワーク中立性に関するワーキンググループを設置し、電気通信事業者にモニタリングを行っていく予定です。
2 適用される主な規律と問題となり得る行為 2-3 消費者に対する取組について 2-3-1 消費者利益の保護に関する電気通信事業法の主な規律		
① 賛同する。		
31	ゼロレーティングサービスを提供する電気通信事業者等における説明しなければならない事柄やそれに際して留意すべき事項について取りまとめいただき、ありがとうございます。特にゼロレーティングサービスの対象となるコンテンツの変更に際しての既契約者に対する説明義務等の対象およびその内容の整理については今後電気通信事業者が直面することが見込まれる課題であることから、事業運営における予見性の向上に資すると存じます。 【楽天モバイル 株式会社】	本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。
② 賛同する。ただし意見あり。		
32	電気通信サービスの利用に関する制限がある場合、その旨を含めて説明することは重要だと認識しております。 一方、ゼロレーティングサービスにおける、ネットワーク上の混雑回避の帯域制御を実施する発動条件については、対象となるコンテンツの特性(※)により変わり得るものであり、利用者にとって容易にわかりやすく説明することは困難だと考えます。また、係る制御の基準や条件は、コンテンツプロバイダ、電気通信事業者間の事業上開示不可能な情報となり得るため、当該条件を公知とすることは一定の配慮が必要と考えております。 ※配信に使用するコーデック、ネットワーク混雑の度合いによる配信量、配信タイミングの変更、等 【ビッグロブ株式会社】	本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第2章において「消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない義務が課せられている」とあり、開示不可能な情報を含めて開示するのではなく、「最低限理解すべき提供条件の概要」を説明することが求められます。 なお、御指摘の点については、ネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリング等の参考と

33	<p>ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等のアクセスであっても、結果として課金される場合は、カウント対象となる閲覧方法等を説明する必要があることに賛成です。カウントフリーから、カウント対象サイトに移動する場合には、画面上で示すなど、利用者がわかるようにしていただきたい。</p> <p>ゼロレーティングサービスの勧誘や広告において、「見放題」などのメリットばかりを誇張し、デメリットについての説明や表示がないことにより、利用者が誤解を生じることのないようにしていただきたい。</p> <p>ゼロレーティングサービスの対象となるコンテンツ等が削除される場合は、利用者にとって不利な変更該当します。削除する時期を事前に期間を定めて周知するとともに、ゼロレーティングサービス以外へのプラン変更に対しても配慮するようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>させていただきます。</p> <p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の点については、ネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリング等の参考とさせていただきます。</p>
<p>③ その他</p>		
34	<p>想定外の通信量カウントにより高額請求を受ける前に、利用者自身が早期に気が付くことができるようにわかりやすいしくみ(利用容量のカウント計測など)をつくっていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>御指摘の点については本ガイドライン(案)3に記載していますが、今後のネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリング等の参考とさせていただきます。</p>
<p>2 適用される主な規律と問題となり得る行為</p> <p>2-3 消費者に対する取組について</p> <p>2-3-2 消費者に対する取組について問題となり得る行為</p>		
<p>① その他</p>		
35	<p>使用データ通信量にカウントされ得る例として非公式アプリを具体例として取り上げているが、非公式アプリの利用を阻害することになりうる。個別事業者のパケットのカウントの実態に基づいて適切に案内すべきであり、不必要に公式アプリに誘導するような案内は非公式アプリ開発者の競争力の公平性の観点から避けるべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>いただいた御意見については参考として承ります。</p>
36	<p>例として、ある国内事業者のゼロレーティングサービスに係る説明書ではゼロレーティングサービスの利用により、「他のお客様のご迷惑となるような、大容量のデータの継続的な送受信などを行った場合に、一時的に通信を制限する場合があります。」とされており、具体的な容量は記載されていない。実際には対象サービスを1日あたり約500MB利用すると規制されると思われる。説明書からこの程度の少ない通信量で規制されるとは読み取れない。このことは消費者にとって著しく不利益である。</p> <p>ゼロレーティング対象サービスの通信量に基づく帯域制御の説明について、より具体的にガイドライン化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>本ガイドライン(案)2-3-1①に記載のとおり、ゼロレーティングサービスを提供する電気通信事業者等は、新規契約等の際に、サービスの提供を受けようとする者に対し、具体的なサービス名や種類、品質、利用に関する制限(帯域制御等がかかる場合の基準、制限の対象となる時間帯及び場所等)等の電気通信役務の内容を説明しなければならないこととされています。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>3 電気通信事業者が採ることが望ましい行為</p>		

① 賛同する。ただし意見あり。		
37	<p>・ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の選定について、合理的かつ明確な基準を定めることは、重要だと認識しております。</p> <p>一方、コンテンツ提供者側には、ゼロレーティングの提供に必要な技術的条件、運用体制を確保することや違法コンテンツ等を取り扱うサイトではない等の基準を決めて、最終的に事業として成り立つかを考えて対応しています。これらを合理的かつ明確な基準という定義になるかが疑問であり、この状況において本基準を公開すべきではないと考えております。</p> <p>・ゼロレーティング利用者が、容易に本サービスを理解できる形で、情報提供することは望ましいと考えております。</p> <p>一方、ゼロレーティングの対象、非ゼロレーティングを分けての通信データ量については利用者のアプリケーションの使い方や端末の OS でカウントするデータ量と、ネットワークのサービス条件(※)にて計測するデータ量に差が生じるケースがあるため、利用者が容易に理解できるという対応が困難だと考えます。</p> <p>こちらは、「第三者のモニタリングに応じる必要がある」等の文言への修正をお願いします。</p> <p>※アプリ内の広告がデータ通信カウントの対象となるサービス等</p> <p>・弊社は、ゼロレーティング「エンタメフリー」を有償オプションサービスとして提供しております。</p> <p>従量性の料金プランにおけるゼロレーティングサービスの利用者は、データ通信量がカウントされず、通信量を超過することがない事に利用価値があり、対価をお支払いいただいているものと認識しております。</p> <p>ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等かどうかに関わらず、一律に帯域制御を実施することが望ましいという対応を実施いたしますと、利用者保護の観点においても大きな問題が出てきます。利用者保護の観点を含んだ文章にご修正いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【ビッグロープ株式会社】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>当該箇所は、実施しなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者が採ることが推奨される行為として例示したものです。</p> <p>御指摘の点については、ネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリング等の参考とさせていただきます。</p>
38	<p>これまで、ゼロレーティングやスポンサーデータは、通信サービスの差別化要因・提供条件(プライシング)の一つとして、基本的には通信事業者の裁量に任されてきたところですが、今回のガイドライン策定によって、電気通信事業法等との関係が整理され、通信事業者が不安なくサービス提供が可能となるものであると評価しております。</p> <p>具体的には、当社は「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書(案)」の意見募集に際し、ゼロレーティングガイドラインにて整理頂きたい事項として、「通信の秘密を侵害しないサービス提供要件」や、市場支配力を有する通信事業者と大手コンテンツ事業者の結びつきによる市場競争への影響・配慮から、「市場支配力を有する通信事業者の考え方」について整理頂きたいといった旨の意見を述べさせていただきましたが、今回、当社の要望に対しても議論をいただき一定の整理がなされたことで、個別の MVNO が MNO 等とのサービスの差別化を図り、ユーザーに多様な選択肢を提供し、ひいては MVNO の発展に資するうえでも大きな意味を持つものと考えております。</p> <p>他方、ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等の使用データ通信量を利用者毎に情報提供することが望ましいとされていますが、MVNO によっては利用する MNO(MVNE)の協力なくしては提供できない情報が含まれており、MNOとMVNO間の関係を考えれば、こうした情報の提供を義務づけることは必ずしも適切でないと考えます。</p> <p>本事項は現状では「望ましい行為」とされ、中小規模の MVNO へも配慮した整理となっておりますが、今後、本事項がMVNOにも義務付けられた場合、例えばMNOがその情報提供・対応を拒むようなことがあれば MVNO はゼロレーティングサービスの提供自体が困難となります。また、情報の提供条件などが課されれば MVNO のサービス自由度を狭める恐れもあります。従って、本制度はMVNOの実態を踏まえたものとし、いたずらに適用範囲を拡大することがないよう、MVNOの普及状況なども見ながら慎重に判断されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>本ガイドライン(案)への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>

② その他		
39	<p>「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、以下のような行為を採ることが、特に求められる」との表現は、事前規制とも解釈し得るため「望ましい」という表現が適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>当該箇所は、実施しなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者が採ることが推奨される行為です。</p>
40	<p>市場競争や利用者の利益等に与える影響は、一定規模以上の利用者を有することのみに起因するものではないため、当該記述（※事務局注：同項中「実施しなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者が採ることが推奨される行為として、以下を例示する。（なお、市場競争や利用者の利益等に与える影響に鑑み、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、以下のような行為を採ることが、特に求められる。）」は削除すべきと考えます。</p> <p>また、仮に「推奨される」に対して、「特に」で強調するのであれば、「特に求められる」ではなく、「特に推奨される」という表現にすべきだと考えます。</p> <p>（修正案） （なお、市場競争や利用者の利益等に与える多大な影響を及ぼすに鑑み、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、以下のような行為を採ることが、特に求められる推奨される。）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>当該箇所は、実施しなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者が採ることが推奨される行為として例示したものです。</p>
41	<p>上限データ通信量超過後に一律に通信速度制限を実施するかどうかは料金プラン等の内容に関わるものであり、電気通信事業者に対して、上限データ通信量超過後に通信速度制限を一律に実施することが望ましい行為とすることは、ゼロレーティングサービスに係るサービスの進展や競争促進にマイナスの影響を及ぼす恐れがあることから、電気通信事業者の判断に委ねることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTTドコモ】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>当該箇所は、実施しなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑み、電気通信事業者が採ることが推奨される行為として例示したものです。</p>
42	<p>上限データ通信量超過後にゼロレーティングサービス対象コンテンツも含めて速度制限をすることについて、利用者の利便や分かりやすさを著しく損なうと考える。また、au ピタットプランのような段階製料金プランや、従量制料金プランを考えると、一概に上限データ通信量超過後に速度制限をすることが公平とは言えないと考える。</p> <p>以上のことから、上限データ通信量超過後のゼロレーティングサービス対象コンテンツの速度制限の扱いは事業者委ねるべきだと考える。</p> <p>このことは、ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書との齟齬はないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘の点については、電気通信事業者が青少年にゼロレーティングサービスを提供する場合には、利用時間管理等のサービスの利用の推奨などを行っていただくことが適切と考えられます。</p>
43	<p>電気通信事業者が青少年にゼロレーティングサービスを提供する場合には、保護者に対して法律で規定されているフィルタリングの説明だけでなく、利用時間管理等のサービスを積極的に勧めていただきたい。</p> <p>通話のみを利用していた高齢者等がスマートフォンを契約するために来訪した場合に、モバイルインターネット接続サービスを利用したことがないこと等を承知しながら、当該高齢者等に対して、上限データ通信量が大きく、高額のゼロレーティングサービスを勧め、それらの契約について他の利用者への説明と同様の説明のみを実施して契約を締結することがあります。適合性に配慮したうえで勧誘いただくよう望みます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘の点については、電気通信事業者が青少年にゼロレーティングサービスを提供する場合には、利用時間管理等のサービスの利用の推奨などを行っていただくことが適切と考えられます。</p> <p>また、「消費者保護ルールに関する</p>

		るガイドライン」に基づき、電気通信事業者等は、高齢者等の勧誘にあたっては、「適合性の原則の趣旨を踏まえ、利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、適切な説明を行うこと」が求められます。
44	<p>サービスの進展・イノベーションの創出の観点、利用者利益保護の観点、並びにコンテンツ・プラットフォーム事業者間の公平性の観点等を総合的に勘案いただき、バランスのとれた制度運用を要望します。</p> <p>具体的には、上限データ通信量超過後の通信速度制限実施にかかる適否の判断にあたっては、個別サービスにおける仕様や条件(ゼロレーティングサービス対象コンテンツの選定方法や、利用者が利用可能なデータ通信量の上限値など)により、コンテンツ・プラットフォーム事業者間の公平性が相応に確保できているか等も考慮いただくことが必要であり、加えて、今後ゼロレーティングサービスが成熟した際、市場全体の健全な発展や競争環境に与える影響等も慎重に見極め、個々のサービス仕様の適正性の程度を検証していただくことも重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘の点については、ネットワーク中立性に関するルールの遵守状況のモニタリング等の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>合理的かつ明確なコンテンツの選定基準を公開することによって、他の競争事業者が、当該電気通信事業者の事業戦略等の重要な事業方針を推知することが可能となり、公正な競争が妨げられる可能性があることから、コンテンツの選定基準を公開することまで求めるのは適当ではないと考えます。</p> <p>また、利用の公平(不当な差別的取扱いの禁止)(事業法第6条)については、特定の者に不当な差別的待遇を行うことを禁止するものであって、合理的な根拠に基づいて取扱いに差を設けることまで禁止されるものではありません。</p> <p>そのため、電気通信事業者がゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の合理的かつ明確な選定基準を定め、当該基準が不当な差別的取扱いを行うものでなく、また、当該基準に基づいて電気通信事業者が合理的に選定を行っていれば、事業法第6条の不当な差別的取扱いの禁止に抵触するものとはならないと考えられるため、事業法第6条を根拠にコンテンツの選定基準の公開まで求めることは、適切ではないと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>事業法第6条(利用の公平)等の規定の遵守を図る観点から、電気通信事業者は、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の選定について合理的かつ明確な基準を定め、公開するとともに、問合せ窓口を設置し、コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者との協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>選定基準を公開することにより、不当な差別的取扱いが行われる可能性が低くなることから選定基準を公開することが望ましいと考えております。したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、本項及び2-1-1における選定基準の公開とは、公正競争を妨げるような経営上の秘密等を公開することまで含むものではありません。</p>
46	<p>特定のコンテンツに対する通信料が課金されないゼロレーティングサービスは月間データ容量の対象外であると消費者に認識されていると想定されます。</p> <p>したがって、上限データ通信量超過後にゼロレーティング対象コンテンツが速度制限の適用対象となることについて、消費者の理解を得る事は容易ではないと考えます。</p> <p>また、ゼロレーティングサービスを通常の料金プランのオプションとして提供する場合、通常の料金プランの上限データ通信量超過後の影響(速度制限)が当該オプションサービスに対しても及ぶことは、消費者にとってさらに分かりにくく、理解も得られないおそれがあります。</p> <p>したがって、上限データ通信量超過後に、ゼロレーティングサービス対象コンテンツ等かどうかに関わらず、通信速度制限を一律に</p>	<p>御意見を踏まえ、通信速度制限や帯域制御等に関する3つの例示について、どのような観点から行われるものかを追記致します。</p>

	<p>実施することを望ましいとすることは、適切ではないと考えます。</p> <p>なお、本ガイドラインの目的が事業法の適用関係の明確化であることを踏まえれば、本項目においても、事業法における適用関係を明確にすべきであり、仮に事業法の規定に明確に該当しない場合は、推奨される行為の例示から削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
47	<p>23-24 ページの「電気通信事業者が採ることが望ましい行為」については「望ましい」というレベルより強制度の高い(あるいは罰則ありの)記述にすることができないかご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
4 遵守状況のモニタリングなど		
① その他		
48	<p>日本においては、ゼロレーティングサービスは萌芽的なサービスであり、現時点において事業者間、消費者間の公平性を厳格に求めた場合には、事業者の創意工夫の意欲を失わせ、新たなイノベーションの創出等を阻害するおそれがあると考えます。</p> <p>その結果、サービスの均質化・同質化を招き、却って競争の停滞を引き起こす可能性があることから、総務省は本ガイドラインが事業者に過度な萎縮効果を及ぼしイノベーションの創出等を阻害していないか随時検証を行い、適宜適切にガイドラインの見直しを図ることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本ガイドライン(案)は、電気通信事業者とコンテンツ事業者等が適正かつ柔軟に連携して、ゼロレーティングサービス等を提供できる環境を整備する観点から行われた検討を踏まえて取りまとめられたものです。</p> <p>本ガイドライン(案) 1-2に記載のとおり、総務省においては、今後の市場環境の変化等を踏まえ、適宜機動的に見直す予定です。</p>
49	<p>モニタリング等の調査にあたっては、事業者に対し過度な負担とならないよう配慮のほどお願いします。</p> <p>なお、事業者にとって重要な経営数値となるデータ等も含まれるため、事前に事業者との間で十分な調整を行っていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討において参考とさせていただきます。</p>
50	<p>・通信品質の観測、ならび情報公開、指導について</p> <p>ゼロレーティングを利用者と未利用者間で、得られる便益が異なります。本サービスにより時間帯により通信品質の悪化を過度の生じる可能性があるため、大規模事業者(例:第1種、第2種)においては、年間8760時間の各一定時間毎(例30分間毎)のゼロレーティング利用帯域と非ゼロレーティング帯域の統計値、帯域利用率、各時間帯における遅延時間、帯域制限時の制限サービスの内容ならび制限量を観測し、これら情報・通信品質を報告を受けるといった制度ならび定期的に通信品質を公開するような仕組みを作って頂ければと思います。また、これらデータの観測から消費者保護の面で問題がある場合には、FCC のような公的機関が監視し、指導するような組織をつくるかは将来課題になるのでは理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	
51	<p>・適切な設備投資の確認</p> <p>通信事業者には、消費者から通信料を頂き、消費者が期待する通信品質を満たすための投資がされることが期待されます。ゼロレーティングにより通信料が増えるに従い、一部時間帯での通信品質の劣化が想定されます。前項(※事務局注:No. 50 の意見)で示した通信状況の観測により帯域制限を行うようなボトルネックがわかると考えられ、通信料が適切に通信ボトルネックが解消にむけた投資に利用されているのかなど確認をいただくような仕組みがあるとよいのではと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	

●その他の意見		
52	<p>全面的に反対である。 コンテンツ事業者、通信事業者共同の営業努力にまで介入するのは越権行為である。 寡占が起きないようにユーザや事業者の魅力的な法整備を行わず、何かと規制しか考えられないのであれば、早急に職を能力のあるものに譲っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>いただいた御意見については参考として承ります。</p>
53	<p>「ゼロレーティング」における構造では、アプリケーションソフトウェア等の通信量における制限をカウントし無い状態で、「ユーザー側(利用者側)」に対し、オプションにおける制度の構造には、私し個人は賛成です。例えばですが、逆に、「MNO(移動体通信事業者)、MVNO(仮想移動体通信事業者)、MVNE(仮想移動体通信サービス提供者)」等における通信量では、「ユーザー側(利用者側)」に対し、料金における「無料(フリー)」での提供する制度には、「トラフィック(回線混雑)」を招く構造としますので、私し個人は反対です。具体的には、「回線(サーキット)」における「フリーズ(動作中の停止)」が架から無い様にするには、「トラフィック(回線混雑)」における構造を深慮するべき事と、私は考えます。例えばですが、料金における「無料(フリー)」と言う制限を導入すると「ユーザー側(利用者側)」が誰でも、使用が出来てしまうので、「施設(インフラストラクチャー)」及び「設備(ファシリテーション)」における「機能(ファンクショニング)」の付加価値が低下し、「トラフィック(回線混雑)」を招く構造と、私は考えます。要するに、「トラフィック(回線混雑)」における「問題(プロブレム)」が発生すると思いますので、「社会主義(ソシャイズム)」及び「資本主義(キャピタリズム)」等の「概念(コンセプト)」をバランス良く導入する事が望ましい構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	
54	<p>総じて 結局、ゼロレーティングサービスの導入においては、対象となるサービスごとの費用について個別に算定し、そして望ましくはその開示を行い、追加費用についての調整を行う等する事が妥当なのではないかと考える。 (要するに、追加サービスとしての特定サイトの定額化であるが、「ゼロレーティングサービス」という新語は、要するに、そういう実態を誤魔化するための新語なのではないか。おそらく、望ましくない者達を潤すための。普通に、追加サービスとしての定額無料化(その定額が0円である事もありえるが。)をしていくだけでよいのではないかと考える。「ゼロレーティングサービス」という言葉を使わずに。)</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	
55	<p>・かかる費用について(ガイドラインに関係ない内容と思います) ・これらゼロレーティングは過半は携帯電波における問題であると考えられ、これら成果は、広く国民に還元されると考えられる。このため当面の間は、電波利用料などの予算を用いて処理することがよいのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	